

## 令和元年度 第3回 千代田区景観まちづくり審議会 会議録

日 時：令和元年12月20日（金）午前10時00分～午前11時38分

会 場：千代田区役所8階 第1委員会室

出席委員：西村幸夫（会長） 大江新（副会長） 鈴木伸治 中津秀之 池邊このみ  
伊藤香織 三友奈々 坂本真一 重松真理子 内河英臣 樋口郁子  
石田勝彦 大島由子 飯島和子 池田ともり 小野なりこ 林則行  
（敬称略）

出席区職員：松本環境まちづくり部長

大森まちづくり担当部長

山下環境まちづくり総務課長事務取扱 環境まちづくり部 参事

佐藤地域まちづくり課長

印出井景観・都市計画課長事務取扱 環境まちづくり部 参事

和田景観指導係長

配付資料：①景観まちづくり審議会 次第

②景観まちづくり審議会 座席表

③景観まちづくり審議会 名簿

④資料1-1 景観まちづくり計画（案）

⑤資料1-2 景観まちづくり計画（案）概要版

⑥資料2 千代田区景観まちづくり計画（素案）に対するパブリックコメント・公聴会及び意見交換会の結果概要

⑦資料3 パブリックコメントの意見概要及び区の考え方（案）

⑧資料4 意見交換会の概要、意見要旨

⑨資料5 景観まちづくり条例改正の主なポイントについて

⑩資料6 景観まちづくり計画策定スケジュール

### 1. 開会

#### 【印出井景観・都市計画課長】

皆様、おはようございます。定刻となりましたので、令和元年度の第3回千代田区景観まちづくり審議会を開催させていただきたいと存じます。

私が、進行いたします、事務局の景観・都市計画課長の印出井でございます。よろしくお願いいたします。

初めに、本日の出席状況をご報告いたします。事前に欠席のご連絡をいただいている委員の方はございませんでした。池邊委員と重松委員から少し遅れるとのご連絡をいただいておりますので、景観まちづくり条例施行規則に基づく定足数を満たしており、審議会は成立することをご報告申し上げます。

また、本日は、傍聴の希望者が2名いらっしゃっています。今、到着していないのですが、後ほど到着していただいたらご入場いただいて、その際には、会長から注意事項があれば、申し伝えていただければと思います。

以降、座ってご説明させていただきます。

続きまして、配付資料を確認させていただきたいと思います。

机上に本日の次第が一番上にごさしまして、その下に座席表と名簿。

それから、冊子になってございます、景観まちづくり計画（案）ということで、前回、審議会では素案の形でご提出したものを、今回、案の形で、冊子としてお手元にお配りしております。資料1－2がその概要版になってございます。

それから、資料2が、素案について、パブリックコメントの実施結果、並びに、公聴会、意見交換会の結果概要でございます。

それから、資料3といたしまして、パブリックコメントの意見概要と意見に対する区の考え方を示したA4横の資料でございます。

それから、資料4といたしまして、意見交換会の概要と議事録的な意見要旨でございます。

資料5は、A3になりますが、景観まちづくり条例の改正の主なポイントという資料がございまして、資料6が、こちらもA3になりますが、景観まちづくり計画等の策定スケジュールをお配りしております。

それから、本審議会が公共関係団体名簿の掲載対象になってございますので、令和元年度版をお手元にお配りしております。

事務局からのご説明は以上でございますが、以降の進行につきましては西村会長にお願いしたいと思います。

#### 【西村会長】

皆さん、おはようございます。今日はよろしくお願ひします。

まだ傍聴者の方は来られていないですね。はい。では、傍聴者へのコメント、案内は省略します。

今日は、景観まちづくり計画（素案）のパブリックコメント等の結果及びそれらを踏まえた景観まちづくり計画（案）についてのご議論をまずいただくわけですが、これは、長く、ずっと景観行政団体になる前から議論しておりまして、今回、景観行政団体になってこの形になりまして、前回は議論しましたけれど、今日が最終回ということで、今日お認めいただくことを念頭に置きながら、お目通しいただきたいと思ひます。

## 2. 議事

①景観まちづくり計画（素案）のパブリックコメント等の結果及びそれらを踏まえた景観まちづくり計画（案）について

## 3. 意見交換

#### 【西村会長】

それでは、事務局から議事①について、説明をお願いしたいと思います。よろしくお願ひします。

#### 【和田景観指導係長】

はい。千代田区の景観・都市計画課の和田と申します。よろしくお願ひいたします。

まず、景観まちづくり計画につきましてご説明させていただきます。資料2をご覧ください。

千代田区景観まちづくり計画（素案）につきましては、パブリックコメントを令和元年10月21日月曜日から11月11日月曜日までの3週間の期間で募集いたしました。募集方法といたしましては、直接持参、郵送、ファックス、電子メール、広報広聴課の送信フォームでございます。周知方法といたしましては、広報千代田10月20日号に掲載、

その他、区のホームページ等で行いました。

意見の提出者につきましては、計22名の方々よりご意見をいただきました。

意見数といたしましては、表のとおり、全般的事項及び第1部から第4部ごとに整理いたしまして、景観まちづくり計画に直接関わらない意見につきましては、その他という形で整理させていただき、意見総数といたしましては67件でございます。

一方、公聴会及び意見交換会につきましても、事前に広報やホームページ等で募集をいたしましたけれども、公述を希望する方はいらっしゃいませんでした。

11月6日水曜日、当日につきましては、参加された方との意見交換会として実施いたしました。

続きまして、資料3をご覧ください。左側がいただいたパブリックコメントの意見概要でございます、右側に区の考え方を記載させていただいております。

いただいたご意見の全体的な傾向といたしまして、主に事業者の方々からは、屋外広告物、具体にはデジタルサイネージに関わる意見、区民の方々からは、番町・麴町地区の街並み形成、あるいは高さ制限といった意見の二つが多かったと感じております。

全てのご意見を紹介はできませんが、代表的なご意見を紹介させていただきます。

全般的事項では、一つ目のように、本計画に期待するのご意見。二つ目のように、千代田区という特別な場所ということで、必要とされる検討の体制を整えた上で進めたいのご意見がございました。一方、三つ目のように、計画策定のプロセスに問題があるのご意見もありました。作成プロセスにつきましては、右側に書かれておりますが、本景観審での審議を初め、パブコメや今後都計審に図るなど、区の参画共同ガイドラインや景観法に基づいた手続を踏んでいると認識しております。

続きまして、第1部についてでございます。三つ目の広域的連携について、具体的に作成を準備されているエリアはあるかのご意見や、次の2ページに行きまして、二つ目、(仮称)広域景観協議会の位置付けであったり、そういった広域連携に関わるご意見が複数ありました。広域連携の一つに、外濠地区につきまして、港区、新宿区と連絡会を設置し、定例的に情報共有を図っております。今後も、建築物の場所や規模によって、必要な広域連携や隣接区との連携を図ってまいります。

そのほかには、四つ目、自然環境や人口動態と景観をリンクさせたまちづくりをすべきのご意見であったり、五つ目、街路樹政策を明確に盛り込むべき、こういったご意見がございました。また、六つ目、界限につきまして、日比谷公園の南側一帯エリアを追加いただきたいのご意見もございました。

続きまして、第2部につきましてのご意見です。一つ目のオープンスペースと連動し、道路のあり方についても柔軟性を持った方針・基準としてほしいのご意見。二つ目は、屋外広告物禁止除外区域といいますのが有楽町や八重洲側にあるのですが、この地域を美観地域重点地区から外してほしいのご意見です。これにつきましては、右側に書かれておりますけれども、昭和8年から皇居周辺は一体となった旧美観地区として都市計画決定されていた経緯がありますので、今後も一体の重点地区として進めていきたいと考えております。

続きまして、次の3ページでございます。一つ目の、「全体では光を抑えめにする」との記載に関するご意見でございます。こちらにつきましては、東京都の景観計画における記載を引き継いでいるところでございます、修正が望ましいとの意見に対して現行のままにさせていただきたいと思っております。

続きまして、少し飛びまして、下から四つ目でございます。駐輪場が見えにくいような配慮をする旨の記載がありますが、サイクルシェアについて、建物・オープンスペース等

とシームレスにつながり、円滑な移動を促進することが重要であるため、駐輪場とは別の項目と読めるような記載が必要であるとのことご意見です。駐輪場につきましては、駐車場と同様で、景観キーワードの「見えない駐車場」と同じ扱いで、なるべく道路などから見えない工夫をいただくよう、景観協議の中でお願ひしております。

一方、サイクルポートにつきましては、なるべくわかりやすい場所に設置してほしいとのことご意見が多々ありまして、ご指摘のとおりかと思ひます。

そこで、資料1-1、計画本編の32ページをご覧願ひます。下に赤い字で書かれておりますけれども、真ん中、駐輪場（コミュニティサイクル用のサイクルポートを除く）の形で、ご意見を踏まえて追記させていただきました。コミュニティサイクル用のサイクルポートと、少し長く回りくどい言い方をしておりますが、なるべく全国標準的な表現をすべきという景観審の学識の先生方の指摘がありました。自治体によって、サイクルシェアとかさまざまな呼び方がありますが、計画では千代田区で運用している表現と整合を図る形で、このような表現とさせていただきます。

この後のご意見としまして、先ほどの資料3の3ページに戻っていただきますが、次の4ページにわたりまして、主に番町・麴町における街並みや高さ制限に関わるご意見をいただいております。高さにつきましては、右側の区の方にも示させていただきましたが、今後新たな計画の適切な運用を図ってまいりたいと思っております。

続きまして、第3部に関わるご意見です。

4ページの下の一つ目、屋外広告物につきましては、規制強化するだけでなく、地域の魅力・価値の向上等地域活性化の核に資するためのものとして考えてほしいというご意見。それから、二つ目、同様に、イベントの面から駅前広場の積極的な活用を、とのことご意見。

5ページに移りまして、一つ目の、エリアマネジメント広告の実績等も勘案してほしいとのことご意見がございました。また、二つ目につきましては、屋外広告物条例との手続の一元化や簡素化について努めていただきたいとのことご意見。それから、三つ目からにつきましては、デジタルサイネージに関わるご意見を複数いただいております。三つ目の、今後策定する屋外広告物景観ガイドラインについて、意見交換できる機会であったり、四つ目の、まちの特性に応じて柔軟な対応をとるご意見。それから、下から二つ目の最後ですが、ガイドラインの素案を公表していただきたいとのことご意見をいただきました。

また、デジタルサイネージの特徴に関するご意見として、上から四つ目の商業的または公共的に有用性が高いとのことご意見。下から二つ目のご意見、真ん中辺りですが、建物・オープンスペースの活用と一体となった賑わいのある空間づくり、防災、多言語対応等などが有効であるとのことご意見がありました。

区といたしましては、来年度、屋外広告物景観ガイドラインを策定していくのですが、これらのご意見を踏まえまして、より丁寧に議論して、策定を進めていく必要を感じております。今後は関係事業者との意見交換を重ねながら、屋外広告物景観ガイドラインにつきまして、本景観審でも意見を伺っていきたいと思っております。

デジタルサイネージに関わる本編計画上の記載につきましては、資料1-1の81ページをご覧願ひます。

今回のパブコメを受けまして、景観審の先生や景観アドバイザーとの会議の中で、デジタルサイネージの役割としまして、広告媒体にとどまらず、各種情報や環境映像、こういった役割もあるとのことご指摘がありました。また、デジタルサイネージにつきましては、設置だけではなくて、その後の運用も大事とのことご指摘もありまして、今回、本編でもこういった追記をさせていただきました。

続きまして、資料3、先ほどの5ページの一番下でござひます。特定屋内広告物に関す

るご意見です。特定屋内広告物は、ニュースなど、広くタイムリーな情報発信を目的とするものであれば、内容が醜悪な場合にのみ事後的に規制されるべきで、事前の協議・届出の対象とすべきでないとのご意見です。区としましては、景観に配慮する地域におきましては、建物内から道路側に出す特定屋内広告物も、屋外広告物と同様に、周辺景観に配慮すべきとして、事前協議の対象と考えております。

なお、特定屋内広告物の協議対象は、本編89ページの一番下、旧美観地区のうち、屋外広告物禁止除外区域を除くエリア及び風致地区、こちらで協議の対象と考えております。地図上では、本編86ページの下図、薄いブルーの色の範囲でございます。あとは、風致地区につきましては、緑のハッチの部分でございます。

続きまして、先ほどの資料3の6ページ、第4部でございます。一つ目の、本計画を千代田区民や在学・在勤者が共有し、根付かせるような仕組みの構築をすべきとのご意見がありました。これにつきましては、区の情報発信の工夫や子どもたちへの景観の教育、また、景観上よい建築に対する表彰制度など、今後、検討していく課題かと認識しております。また、二つ目につきましては、長期的で持続的な視点、さらに多面的な視点からの総合的な評価が必要であるとのご意見もございました。

続きまして、その他の意見でございます。一つ目の、九段下周辺の街路樹は銀杏ばかりであるとのご意見のほか、九段下周辺に関わるご意見を複数いただいております。また、下から四つ目に、必要に応じて高さ制限を緩和し、住宅供給を進めるべきとのご意見がございました。その他、ご覧のようなご意見がありましたので、関係する所管部署にお伝えしてまいります。

続きまして、資料4をご用意いたします。先ほどご説明しました11月6日の意見交換会でいただいたご意見の概要でございます。ご意見としては9件ほどいただきました。

ご意見のうち、7番目の二つ目ですが、「各地域の景観形成方針について、「質の高い光」「活気ある光」という表現があるが、抽象的すぎてわからない。ネオンなのか街灯なのか、可能であれば表現の改善をお願いしたい」とのご意見がございました。

このご意見につきましては、資料1-1、計画本編の39ページをご覧ください。上から4行目の後半に、「質の高い光」といった表現であったり、39ページの一番下から3行目辺りの「活気ある光」であったり、こういった表現が少し抽象的過ぎるとのご意見を受けまして、これを補うために、例示としまして、具体的なイメージ感として、上のほうで、「光量・光色・照明の位置等に配慮する」との記載を追加させていただきました。

続きまして、資料4に戻っていただきまして、8番目、「工事期間中の仮囲いが景観に与える影響は大きい。建築中の仮囲いについても、景観上の配慮があってもよいのではないか」とのご意見です。区といたしましても、仮囲いが白一色というのは望ましくなく、実際に大丸有の工事現場や九段会館でも工事用の仮囲いにおいて、景観上の工夫がなされております。

そこで、本編21ページをご覧ください。真ん中より少し上、四角の四つ目でございますが、「工事中においても、街並みの連続性や周辺の自然環境に配慮し、工事用仮囲いは、意匠・色彩等に配慮する」との追加の記載をさせていただきました。

以上が、パブコメなどを受けての対応でございます。

続きまして、資料1-1の景観まちづくり計画（案）につきましては、パブコメ時からの変更点を、繰り返しになる部分もありますが説明させていただきます。

まず、21ページです。仮囲いの形態・意匠の記載の追加でして、今ご説明したとおりでございます。

続いて、32ページです。美観地域の景観形成基準です。こちらにもコミュニティサイク

ル用のサイクルポートは先ほどご説明させていただきましたが、その上、「建築物の屋上や外壁部、外構に附帯する設備は、建築物と一体的に計画するか、歩行者や水平方向からの見え方に配慮し、緑化や目隠しなどによる修景を行う」「ただし、目隠しが周辺の建築物群の高さから突出した高さとならないよう配慮すること」との形で追加させていただきました。建築物の屋上や外構に設置する室外機などの設備は、景観上、ルーバー等で目隠しをする修景をお願いしているのですけれども、もう少し具体的な記載が、かつ、過度にやり過ぎないような記載が必要である、と。これは、パブコメ後に景観審の先生や景観アドバイザーとの会議で出ましたので、本文に追加させていただきました。

続きまして、34ページにつきましては、これは事務的なのですけれども、橋梁関係が届出対象から漏れていましたので、追加させていただきました。

続きまして、39ページ、こちらは、光の記載について、先ほどご説明させていただきました。このような修正を、麴町地域、その他地域でもさせていただきました。

続きまして、74ページです。8.2の三つ目になりますが、現行条例による景観まちづくり重要物件に指定された建造物の中から、今後、景観法に基づく景観重要建造物に指定していく予定であるといった旨を、前回、景観審でも説明させていただきました。8.2.3の景観重要樹木についても、現時点では指定する対象樹木はありませんが、今後指定するに当たりましては、建造物と同様に、景観まちづくり重要物件に指定することが前提と考えますので、四つ目に、景観まちづくり重要物件に指定された樹木との追記をさせていただきました。また、8.2.1の景観上重要であると認められる建築物や工作物のほかに、先ほどの樹木なども該当する可能性がございますので、現行条例の書き方に沿いまして、「その他の物件」という追記をさせていただきました。同様の趣旨で、次の行の「建築物等」という形で、追記をさせていただきました。

続きまして、81ページです。先ほど申し上げたデジタルサイネージに関わる修正をさせていただきます。

続きまして、82ページです。特定屋内広告物です。対象エリアにつきまして、以前は「屋内広告物禁止区域」と記載させていただきましたが、用語の統一で、前のページの81ページの下と同様に、「(屋外広告物禁止除外区域を除く)」という形で修正させていただきました。

続いて、89ページです。景観まちづくり協議・届出のところで、先ほどと同様に橋梁関係が漏れていましたので、追記させていただきました。一番下は、先ほどと同様に、特定屋内広告物に関する語句の統一のため、修正させていただきました。

90ページです。景観まちづくり協議の時期でございますが、四角の表の中は、主に大規模な案件など、通常より早期に事前協議をお願いする項目です。一番下の(7)につきまして、以前は、「区長が特に景観上重要と認めるもの」といった記載だけだったのですけれども、少し曖昧で、具体的ではないとのご意見があったので、景観まちづくり重要物件に手を入れるときなど、そういった記載を追記させていただきました。また、下の表につきましても、「橋等」が漏れていましたので、追加させていただきました。

最後になりますけれども、109ページです。先ほど出ましたコミュニティサイクルの用語を追加させていただきました。

以上が景観まちづくり計画(案)のご説明です。

最後に、今後のスケジュールといたしまして、資料6をご用意いたします。

景観まちづくり計画の策定、上から2行目でございますけれども、来月、1月24日、これは下から二つ目になりますけれども、都市計画審議会を経まして、本年度中の策定を進めてまいります。また、後ほどご説明させていただきますが、計画と連動します景観ま

ちづくり条例の改正、これは一番上ですが、来年の第1回区議会定例会で審議をいただく予定となっております。計画及び条例の運用につきましては、来年4月より周知期間として3カ月ほど設けまして、7月より運用及び条例の施行を予定してございます。

なお、一番下、景観まちづくりガイドラインにつきましては、建築物の具体の指導基準となる界限別・重点地区ガイドラインにつきましては、来年7月を目途に、これから取り組んでまいりたいと思っております。

また、一番下の右、屋外広告物景観ガイドラインにつきましては、来年度の検討となりますので、来年度末のガイドライン策定及び再来年度の令和3年3月と書いていますが、4月からの運用を考えております。

議題1に関する説明は以上でございます。

**【西村会長】**

はい。ありがとうございました。

それでは、この件に関しまして、ご意見、ご質問を受けたいと思っておりますけれど、いかがでしょうか。

一つ、最初に私から質問です。パブコメの結果、対応策を資料3でまとめていただいておりますけれど、これはどういう形で公表されることになるのでしょうか。もう既に公表されているのでしょうか。

どうぞ。

**【印出井景観・都市計画課長】**

はい。事務局でございます。

本日、景観審でのご意見も賜りながら、この審議会終了後、公表していくということで考えてございます。

**【西村会長】**

はい。ありがとうございます。

もう一つ確認ですけれども、随分、屋外広告物のデジタルサイネージほかのことに関する質問が多く出ています。これに関しては、先ほどの資料6の一番下にある、ガイドラインで今年度から来年度にかけてつくることになるわけですがけれども、その間はどういうことになるのでしょうかね。つまり、景観計画はできているけれど、まだ屋外広告物の細かいコントロールは少し先に延びるわけですよ。その移行期間みたいなのはどういう感じで考えておりますか。

**【印出井景観・都市計画課長】**

はい。事務局でございます。

その期間につきましては、現行条例の運用を当面行っていくと。ですので、エリア的には、美観地区ガイドプランに沿った形での、建築物等の指導基準を準用しながら、屋外広告物についても指導していくような運用を考えてございます。

**【西村会長】**

はい。ありがとうございます。ということであります。

いかがでしょうか。

飯島委員、お願いいたします。

**【飯島委員】**

皆さんの意見を聞くということで、いろいろさまざまな意見を求めることがあったのですが、公聴会の際に公述の方がいらっしやらなかったのは、私も少し意外だったのです。やはり、これが、周知がもう少し違った形で何か工夫することも必要なのかとは思ったのです。ただ、これを伺ってみると、さまざまな手法を用いて周知しているということなので、これで仕方がないのかとは思いますが。

私も11月6日の意見交換会に出させていただきます。やり方としても、非常に意見発表を促すというか、皆さんに意見を求めるということでは、非常に積極的な意味があったなと思っています。この中身、ほかのところで意見を出されたことについても、樹木がやはり非常に関心が高くなってきているということで、これも案の中に取り入れられた点では、非常に私も評価しています。ただ、私もいつも意見で申し上げるのですが、眺望、景観に関しては、容積率、高さの問題が非常に気になるわけです。その意見も幾つか出されていきました。この中で、区の意見として、資料3の4ページ、第2部で区の考え方が示されましたが、新たな計画の中で高さに触れていくのは、地区計画で高さについては出していく、そのような理解でよろしいのでしょうか。

**【西村会長】**

どうぞ、事務局、お願いします。

**【印出井景観・都市計画課長】**

まさに、これからの景観計画の中で、景観面では、高さについて、定量的な高さの景観形成基準をお示しはしていないのですけれども、その地域特性を踏まえた定性的な周辺地域との調和されたスカイラインで運用していく、と。ただ、ちょっと、「新たな」という言葉の使い方について、では、今の景観形成の基準ガイドラインと大きく変わったのかというと、そういう意味では、内容は継承しているということなので、新しい計画ではあるのですけれども、これまでの景観のさまざまなガイドラインを引き継ぎ継承しながら、地域特性に応じた景観形成を図っていくと、そういう意味です。

ですので、別途、地区計画ですとか、あるいはそのほかの手法としては、景観地区という都市計画があつたりしますので、そういった手法をとるかどうかは、やはり今後の地域のまちづくりにおける機運の盛り上がりの中でそういった検討がされるのかどうかについては、別途、まちづくりの観点から支援し、そういった構想とか計画とかを検討する必要がある、検討していくことになるのかと思っています。

**【西村会長】**

どうぞ。

**【飯島委員】**

定量的な目標といいますか、そのガイドラインが出されていないわけですが、これもやはり時代が変わっていけば、取り入れられていくことになるかと私は思っているのです。でも、やはり都市の景観価値というのが、定量的な規制があつて、落ちついた街並みとか、そういうことにつながっていくのではないかと思っているわけです。

さまざまな研究の中でも、やはり将来的に長い目で見えた場合には、規制を強化していくのが、街並みを守っていくという、景観形成にとっても重要なことになっていかざるを得



ないのではないかと思います。そういう意味で、今回の案の中には、定量的な規制というガイドラインは盛り込まれなかったのですけれども、今後、やはり課題として残っていくのではないかなと思っています。

これは私の意見です。

#### 【西村会長】

ありがとうございます。

現実的に、景観まちづくり計画そのものも、10年、20年前にはなかなか全国的にはなかったわけですから、法律ができて、ここまで細かいことができるようになったという意味では、時代の流れの中で、これから先も動いていくものではないかと思えます。ありがとうございます。

ほか、何かありますでしょうか。

どうぞ、お願いいたします。

#### 【内河委員】

私は四番町に住んでいます。近くに日本テレビの本社が、何か相当、高層のビルを建てて、まちの景観を壊すのではないかと、あるいは、構造上いろいろ問題があるのではないかと、周囲に与える問題が起きるのではないかとということで、1年ぐらい前から自発的に多くの方が集まって、「町並みを考える会」とか、そういうものを立ち上げてやっているのです。このパブリックコメントの数からいくと、私は、地元の熱気から考えると、えらい少ないような気がするのですが、ひょっとしたら、都市計画マスタープランと意見が分散されてしまって、景観にきた数が少ないとか、そういうことはないのですかね。

#### 【西村会長】

どうぞ。

#### 【印出井景観・都市計画課長】

はい。事務局でございます。

今、内河委員からご指摘のとおり、今、都市計画マスタープランの改定も、ほぼ同時並行で進んでおります。都市計画マスタープランは、2020年度中ですので、さらにもう一年検討して、今、折り返し地点における意見聴取を、景観計画とほぼ同時期に実施いたしました。その中で、内河委員がおっしゃったような、番町・麴町エリアにおける今後のまちづくりに関するご意見は、都市計画マスタープランの意見聴取の中では非常に多く出てございます。たしか3桁に近いような形で出ているのかなと思います。

逆に言うと、ある意味、意見を出された側の人たちが、一つは、都市計画的な問題としてどうなのだろうか。周辺に与える負荷の観点ですとか、そういった面でどうなのだろうか。それと、現実には高さの面を考えると都市計画のアプローチから考えることが現実的であるし、逆に言うと、今の地区計画の高さの制限を変えるためには、地区計画を変えなければいけないアプローチになってくるので、そういう意味で言うと、今後の都市づくり、都市計画の指針である都市計画マスタープランについての意見が出たのかなとは思っています。ただ、一方で、景観面から高さについてもご意見もあるのか、景観でも一定程度のご意見は出たのかと思うのですけれども、分散することによって、比率を見てみると、ご意見は趣旨に沿った形で分かれてきたのかとは認識しております。

ですので、内河委員がおっしゃった、熱い熱意みたいなものは、都市マスの意見聴取の

中で十分表れてきているのかと認識しております。

【内河委員】

わかりました。

【西村会長】

ありがとうございます。

それでは、ほか、いかがでしょうか。

どうぞ、小野委員、お願いします。

【小野委員】

説明をありがとうございました。

先ほどの資料3の第2部の、飯島委員が言ってくださったところと同じになると思うのですが、違うことについて、少し質問させていただこうかと思えます。

「両方向で片側2車線以下の道路の近接エリアの建物は50メートル以下に制限すべき」に対する回答についての一部ですけれども、下から3行目の右側。

【西村会長】

何ページですか。

【小野委員】

4ページの一番上の質問に対する回答のところです。

「低層部を中心とした街並みへの助言・指導を一層進めるとともに、」というところがあるので、まず、こちらについてですけれども、「低層部を中心とした街並みへの助言・指導を一層進める」というのは、これを推進というか促進というか、そういう捉え方でよろしいのでしょうか。

【西村会長】

どうぞ。

【印出井景観・都市計画課長】

はい。事務局でございます。

一つ、高さについては、先ほどの飯島委員とのご指摘とかぶるところがあるのですが、定量的な高さの基準を景観計画の中で示すような運用方法ではないですということです。それに対して、一つの指導の方向感としては、足元周りの良好な空間形成に重点を置きながら、これまでもさまざま助言をしてきたということでございますので、今後も引き続きそういったものを強化していく意味合いとして、ここは記載してございます。

【西村会長】

よろしいでしょうか。

【小野委員】

はい。ありがとうございます。

もう一点。

【西村会長】

どうぞ。

【小野委員】

その次に続いて、「各地域の目標、方針の実現に向けて、計画を」と、今回それについて、明確に書いてくださったのが資料1-1の97ページかと捉えています。先ほど地区計画の話が出てきましたけれども、この97ページと、こちらの「各地区の目標、方針の実現に向けて、計画を」とはつながっているという捉え方で間違っていないでしょうか。

【西村会長】

どうぞ。

【印出井景観・都市計画課長】

事務局でございます。

一つは、今回、いわゆる千代田区の中でも、旧麴町区エリア、神田区エリアというような地域特性を踏まえながら、さらに皇居周辺的美観地区という、幾つか地域を現状よりもきめ細かく分ける形で景観形成基準をお示ししながら今後運用していくところで、今後、運用上の中で地域特性を踏まえた運用が一つございます。

それからもう一つ、委員ご指摘のとおり、まちづくりを通じて、地域特性に応じた景観形成をどうやって考えていくか。それは、方法としては、地区計画における景観面での方針や規制のあり方かもしれないですし、今後活用されるかどうか、別の都市計画としての景観地区というのもございますし、さらには、これはなかなか言うは易しなのですけれども、景観協定もありますので、そういったものというのは、当然、地域からの発意の中で出てくるのだろうと思っています。

一方で、千代田区における景観形成は、やはり都市のあり方と密接不可分でございますので、景観だけを考えて、まちづくりというわけにはなかなかいかないのかと。そうすると、地域でのまちづくりの機運の盛り上がりに対応して、景観面でもどう支援していくかになってくるかと思っておりますので、そういう意味では、地域からのまちづくりの機運の盛り上がりを含んで、97ページで示された、こういった地域の動きは支援していく趣旨も、「計画を推進します」という言葉の中には含まれているのだろうと認識しております。

【西村会長】

よろしいでしょうか。

【小野委員】

はい。ありがとうございます。

【西村会長】

ありがとうございます。

ほか、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、池邊委員、お願いいたします。

【池邊委員】

パブリックコメントや意見交換会の中で、街路樹に対するご意見をたくさんいただいているようでございます。街路樹については、今回の台風で、千葉のほうで大分たくさん倒木が出た。千代田区は、どちらかというと、電柱の地下埋設がかなり進んでいる地区が多いので、同じような風が吹いても、それほど被害にはならないかもしれないのですけれども、千葉だけではなく横浜でもかなりの、10メートルを超えるような大木が、根鉢が5メートルを超えるようなものが、そのまま根鉢ごと倒れるようなこともありました。

ここの中で、街路樹政策の話が書かれていまして、最近では、結構、つくば市とか名古屋市とか、あるいは横浜もみどりマップという、みどりの市民税の使い方の中で、街路樹政策というか、街路樹をどうやっていくかという話をしております。また、静岡市さんなどでは、新しく道路課さんが音頭取りをして、公園緑地課と一緒に、景観面また緑地としての資源面、そういうものを含めて更新していく形も始めています。

道路緑化技術指針については、もう2年前ですか、私も入りまして、国の道路安全課さんと道路保全協会さんでまとめた新しい指針が出ておりまして、灌木などの扱いについても少し変わってきている。あるいは、景観的に美しいところについては、逆に街路樹が阻害するような部分もあるという形で、柔軟な運用ができるような形になってきております。そういった面では、戦後につくられた街路樹が、今、どちらかといえば、更新の時期を迎えているところが数多くありまして、そういった意味では、この具体の街路樹整備は道路の所管部署で進めますとだけ書かれているのですけれども、緑の基本計画の改定もなさっているようでございますので、それと両輪で、もう少し積極的に進めていただくような形というのをとれたらいいのかなと思いますし、それを景観面の中にもうまく位置付ければいいのかと思っております。

ぜひとも、道路部局と景観部局と都市計画と、あと、公開空地なども、最近では公開空地の緑地があるところは、逆に街路樹が少し遠慮して、公開空地をそのままの形で街路の民間空地を出していくやり方も、港区などでは進めております。そのようなことも踏まえながら、街路樹政策を考えていただければいいかと思っております。

以上でございます。

【西村会長】

はい。ありがとうございます。

今のご意見は、資料3の2ページの左の下から四つ目の四角の街路樹政策についてのパブリックコメントのご意見に対して、すごく素っ気ない答えではないかということだと思いますけれども。

【池邊委員】

そうですね。具体の街路樹整備は、道路の所管部署で進めますと言いますと。

【西村会長】

私たちは関係ないのだみたいに読めてしまうので、もう少し丁寧に書いたほうがいいのではないかということだと思いますけれど、どうですか。

【池邊委員】

はい。街路樹政策については、正直申し上げまして、国は結構進んでいまして、東京都が遅れている形なので、どちらかといえば、先進的な千代田区さんとしては、国の慣例に

倣って、もう少し積極的に、都心の顔として政策を入れていく書き込みというか、そういうものを入れられればいいのかと思います。

**【西村会長】**

はい。どうぞ。

**【松本環境まちづくり部長】**

道路を所管しております環境まちづくり部長でございます。

今考えておりますのが、まず街路樹の整備という意味では、区内でも一定以上の幅員のある区道については、これから歩道を設置あるいは拡幅していく中で、今、街路樹がない路線にも街路樹を増やして行って、緑の豊かな千代田区にしていこうと、一つ、そういうのは道路の拡幅、歩道の拡幅と合わせて取り組んでいくことは着実にやっていきたいと思っております。

一方、管理面では、既にある街路樹については、ご指摘のとおり、今回の台風でも、区内でも、やはり公園よりも道路の街路樹に倒木が非常に多かった。やはり、そこは根の張るものの限界だとか、そういうのが公園とはかなり状況が違うということでございます。

それで、数年前に一定規模以上の街路樹全件について、樹木医による診断を2年か3年かけて行いまして、当然、危険性の高いのは更新をかけていったのですが、やはりそこでまだ様子見で大丈夫かという判定の木の中でも、今回、相当程度、倒木が発生したことが事実としてございましたので、そこら辺の少し、より、ちょっと様子見では済まないのかなということで、そこら辺の管理面については今後少し強化していくことも、今回の教訓として取り組んでおります。そういうことをやろうということで道路所管部署は考えておりますので、確かにここはもう少しそこら辺がわかる書きぶりに直していただければありがたいかと思っております。

**【池邊委員】**

そうですね。区道のほうで、街路樹診断とかそういう取組をしているのであれば、そういうことをしっかり記述したほうが親切かと思っておりますので、よろしく申し上げます。

**【西村会長】**

はい。ありますか。

**【印出井景観・都市計画課長】**

はい。やはり街路樹は、アプローチというのは、ここにも記載がございますように、いわゆる幹線道路を中心とした緑の骨格軸になるような位置付け、環境軸としての位置付けみたいな部分については、都市計画マスタープランのアプローチで進めてきたり、あるいは池邊委員からご指摘があったように、緑の基本計画とか都市計画とか都市緑地の観点からの位置付けが、今、議論しているところではございます。

その中には、例えば、今後の高齢化を見据えた道路空間のリメイクも当然絡んでくるところではあるのですが、一方で、具体の街路樹については、道路整備のあり方という、現場レベルからのいろいろな検討も進められてきて、そこがちょうど行き合う辺りの部分がもしかしたら空白域なのかと思っております。都市計画とか都市緑地の観点と道路管理の観点が。その辺り、今、松本部長からもご説明しましたとおり、進めている部分もありますので、少し連携していることも含めて、記載をもう少し厚く、丁寧にしてまいりた

いと思っています。

**【西村会長】**

ありがとうございます。そうしていただけると。  
どうぞ、大島委員、お願いいたします。

**【大島委員】**

すみません。ちょうど街路樹のことが出てきたので、続けさせていただいていいでしょうか。

今の2ページの、「街路樹の抜けたり、枯れたりしたまま」というところ。これが日テレ通りのことだと思うのですが、ちょうど管轄の方がいらしたので、どうしてこれが数十年放置されているのか伺いたいのが一つです。今、2ページの五つ目の四角、実際に柵があるので、拡幅とか更新とかとは関係ないと思うのです。更新というより、市ヶ谷の駅から新宿通りまで、全く抜けたまま、3分の1が抜けたままになっています。これが、知っている限り数十年。それで、「道路課に指導する」という回答が何回か、こういうところでされているのですが、改善していません。その現状についてが一つ。

それから、景観の民間に対しての指導は非常にきめ細かく、割と強く行われているようで、実際にデベロッパーさんなどもしっかり守られていると思うのですが、なぜ、区のほうを守っていないのか、そこが大変疑問に思います。

3番目に、倒木は当然あるのですが、倒木があっても、落ち葉の処理が大変であっても、街路樹というのは、区に入ってくる人に非常に重要で、今、温暖化も進んでいるので、暑い中、健康を守るという面でも、ヒートアイランドの対策としても一番急がれるべきところだと思っています。それを急がないのは、特に、柵があるのにきちんとしないのはなぜか。それは目に見える景観にもつながってくることと思っています。倒木とか落ち葉の問題はそれに対する社会的コストであって、それから得る便益は、そのコストを大きく上回るものだと思いますので、ここはしっかりとお願いしたいです。よろしく申し上げます。

**【西村会長】**

景観まちづくり計画全体とは少しずれますけれど、ご関心があるところだと思いますので、何か回答があればと思います。何かありますか。

**【印出井景観・都市計画課長】**

はい。事務局からです。

今いただいたご意見のうち、具体の道路維持管理に関わる部分については、今日ご意見と受け止めさせていただいて、具体の調査をさせていただきたいと思っております。景観面でも街路樹が非常に重要といいながら、具体的にその指導の担い手である区の姿勢が、隗より始めていないではないかのご指摘だと思いますので、これは庁内的にも受け止めさせていただきたいと思っております。

それから、倒木等、あるいは枯れてしまった柵のその後の扱いについては、代わらせていただきます。

**【和田景観指導係長】**

日テレ通りの街路樹につきましては、別な会でもご意見がありまして、所管部署に確認

をさせていただいております。このナツツバキについては、数年前にも空き枡について植樹したのですけれども、すぐ枯れてしまうといった状況がありました。今は数年間、様子を見ているところであったのですけれども、ご意見をいただいておりますので、年度中に予算の可能な限り植樹を進めていくという所管からの回答がございました。

【西村会長】

はい。ありがとうございます。

【大島委員】

すみません、もう一つ。池邊先生から出たのにつけ加えるのを忘れてしまったのですけれども、公開緑地みたいなところに植えるのが進められていますけれども、あれは敷地の中であって、区民には余り関係ないのです。やはり、緑陰をつくるためには街路樹が重要です。先ほどの港区みたいなところを実際歩いてみると、青山などは歩道に緑を出しているところもあって、そういうのは有用だと思いますが、やはり、民間に任せるのではなくて、区がしっかりと街路樹を整備していただきたいと思ひますし、公開緑地に頼らない施策をよろしくお願ひしたいです。

失礼しました。

【西村会長】

何かありますか。

【印出井景観・都市計画課長】

はい。直接、景観計画というよりはご質問に対してですけれども、一つは、公開空地のあり方についても、今、緑の基本計画とか都市計画マスタープランの中でも議論していますけれども、公開空地の緑というのが区民やコミュニティにとって少し距離が遠いのではないかとのご指摘がありますので、そういったものを近づける。さまざまな人が緑に触れられる空間にしていく方向性が一つ。

あと、もう一つについては、街路樹整備がなかなかできない幅員の道路については、民間の側で街路樹のような形でいわゆる接道緑化を進めていくという整備の方向性もごひますし、あるいは区の街路樹と接道緑化が二重で進められる中で、豊かな街路空間をさらにつくっていく考え方もごひますので、いただいたご意見なども踏まえて、他の政策分野にも反映させる形で受け止めさせていただきたいと思ひます。

【西村会長】

ありがとうございます。景観まちづくり計画の最終段階なので、この計画案でいかどうかということで、少しご意見をいただきたいと思ひますが。

ほか、ありますでしょうか。よろしいですか。

※全委員なし

【西村会長】

先ほどのご意見だと、資料3の区の考え方ところで、若干手厚く記述していただいたほうがよさそうなので、そこに関しては、今日のご意見を踏まえて改定していただいて、その文案に関しては委員長に一任していただけますでしょうか。

※全委員了承

【西村会長】

はい。ありがとうございます。それでは、景観まちづくり計画本編に関しましては、こういう形で進めていくということで、この後、都市計画審議会にも諮ることもありますので、最終文言は区が決めるということですが、この審議会としてはこれで進めていくことを了解したいと思います。ありがとうございます。

## 2. 議事

②景観まちづくり条例の改正（骨子案）について

## 3. 意見交換

【西村会長】

それでは、これと関連しますけれども、②景観まちづくり条例の改正の骨子案につきまして、事務局からご説明をお願いしたいと思います。よろしくをお願いします。

【和田景観指導係長】

はい。それでは、資料5をご用意いたします。

千代田区は、平成10年より景観まちづくり条例を施行し、景観協議を初めとする景観まちづくりを推進してまいりました。現在策定中の千代田区景観まちづくり計画が運用されるのにあわせまして、現行の景観まちづくり条例を改正する必要があります。条例の改正につきましては、今後、区議会で審議いただきますので、本日は予定しております条例改正のポイントにつきましてご説明させていただきます。

条例の改正につきましては、三つ、ポイントがございます。一つ目は、法委任事項の追加ということで、新たに景観法を踏まえた規定や、景観法により条例で定めることとされている規定を盛り込むということになります。

まず、景観まちづくり計画の策定とその手続につきまして、新たに追加いたします。また、景観法に基づく行為の届出及び勧告、変更命令につきまして、新たに追加いたします。さらに、景観法に基づく景観重要建造物、景観重要樹木の指定に関する手続について、新たに追加いたします。加えて、景観法に基づく景観協定につきまして、その申請手続を新たに追加いたします。

続きまして、2番目のポイントといたしまして、手続等の明確化・詳細化でございます。

まず、景観まちづくり計画の策定にあわせまして、具体の指導の基準となるガイドラインの策定と手続につきまして、新たに追加をいたします。また、届出の30日以上前までの景観まちづくり協議、いわゆる事前協議を明記いたします。さらに、景観アドバイザーを条例に位置付けをいたします。

三つ目のポイントといたしまして、景観まちづくり計画に合わせた協議及び届出対象の拡充でございます。

まず、景観重点地区の建築物につきまして、高さ10m以下も景観協議の対象といたします。景観重点地区につきましては、美観地域重点地区、神田川・日本橋川及び外堀重点地区でございます。また、屋外広告物につきましては、これまで旧美観地区のみが対象でしたが、地域特性を踏まえた張りつけながら、全域へと対象区域を拡大してまいります。なお、屋外広告物につきましては、来年度にガイドラインを策定してまい



りますので、運用は再来年度の令和3年度を予定しております。

以上が条例改正のポイントでございますが、資料の中央、表には、旧条例と新条例の構成の骨子、及び、右に改正事項を掲載しております。旧条例からの変更や追加箇所につきましては下線、景観法に基づく事項は、色が青字とさせていただきます。先ほどのポイントの説明と重なる部分がございますが、ご説明いたします。

新条例、資料でいきますと真ん中の「新（改正後）」の第1章につきましては総則で、目的や用語の定義でございます。旧条例とほぼ変わりはありませんが、新たに特定屋内広告物を用語の定義に追加いたしました。なお、旧条例の第1章には、ここには書かれておりませんが、景観計画に関わる手続がありました。それにつきましては、新条例第2章の景観まちづくり計画等の策定に移行しまして、整理させていただきます。

新条例第2章につきましては、先ほどの景観まちづくり計画の策定のほか、重点地区の指定であったり、今後作成するガイドラインの手続等を記載しております。

また、旧条例の第3章は美観地区で、美観地区ガイドプランの策定手続内容となっております。美観地区ガイドプランは景観まちづくり計画とガイドラインに統合されるため、旧条例の第3章は、新条例の第2章に移行し、整理されます。新条例の第3章につきましては行為の制限等として、旧条例の第2章の内容に、景観法に基づく勧告、変更命令などが追加されます。また、条例上の上乗せ基準といたしまして、事前協議を明記いたします。

新条例の第4章は景観まちづくり重要物件等として、旧条例の第6章における景観まちづくり重要物件は継続しつつ、景観法に基づく景観重要建造物と景観重要樹木の指定に関する手続を追加いたします。

新条例の第5章は景観協定で、旧条例の第5章、景観まちづくり協定から、景観法上の景観協定の位置付けといたします。

新条例の第6章、表彰及び支援で、旧条例の第7章をそのまま引き継ぎます。

新条例の第7章は景観まちづくり審議会等として、旧条例第8章の景観まちづくり審議会を引き継ぐとともに、景観アドバイザーを条例に位置付けます。景観アドバイザーとは、主に大規模な建築物の協議の際に、専門的知見から助言をいただいております。これまでは区内規での位置付けでありましたが、正式に条例上、位置付けをするというところでございます。制度自体には、特に変更はございません。

条例の文案につきましては、現段階で区の法規担当と詰めているところでして、今後2月から3月にかけての第1回区議会定例会で審議いただく予定となっております。

議題2の説明は以上でございます。

#### 【西村会長】

はい。ありがとうございました。

それでは、この件に関しまして、ご意見、ご質問等あればと思います。いかがでしょうか。

飯島委員、お願いいたします。

#### 【飯島委員】

第4章の中で、新たに景観重要建造物を位置付けるとなっておりますが、今までの景観まちづくり重要物件と、どこがどう違うのか、知りたいと思います。今日の景観まちづくり計画（案）の後ろに言葉の説明もありますが、108ページの下に景観重要建造物が出ているのですが、今までの重要物件と何がどう違うのか、具体的に教えていただきたいと思っております。

【西村会長】

どうぞ、事務局。

【印出井景観・都市計画課長】

はい。事務局でございます。

前回も少しご議論いただいたかと思うのですが、この冊子の景観まちづくり計画（案）の74ページをご覧いただきたいと思います。74ページの下に表がございますが、これまで千代田区が自主条例で景観資源として位置付けてきた景観まちづくり重要物件ということは、新たな条例でも引き続き同様に位置付けていくと。それは、区が位置付けながら、維持管理について支援していくことになります。

それから、その一つ上でございますけれども、景観重要建造物につきましては、景観法で位置付けられることになった。景観行政団体になってということでございますので、そこについては、位置付けることによって、相続等の中で税制的に優遇を受ける仕組みになってございます。一方で、現状、改変をすとかそういうことについては、所有者、管理者の一存ではできなくなる負担も生じるところでございます。新たな景観計画の中では、その両者を併用しながら、維持管理への支援と次世代への継承の支援というところで取り組んでいこうではないかとの形になっておりまして、今まである景観まちづくり重要物件、特に、民間の景観まちづくり重要物件の中から、今後、管理者、所有者の同意を得ながら、もし必要であり、要件を満たすのであれば、景観重要建造物に指定していく方向感もあるのかというところで、今後計画を運用する考えでまとめているところでございます。

【飯島委員】

そうすると、景観まちづくり重要物件だと、税法上の優遇とかが受けられるようになりましたという説明が前回あったかと思うのですが、ない。

【印出井景観・都市計画課長】

もしかしたら、私の説明がうまくなかったかもしれません。その2者を組み合わせることによってと。これまでの条例では、そういう税法上の優遇は受けられなかったのですが、新たに法に基づく景観重要建造物に位置付けることによって、両者を合わせると、支援と世代継承の税源面が受けられることになったと。その説明が、もしかしたらうまく伝わっていなかったのかと思います。

【飯島委員】

はい。

【西村会長】

よろしいですか。若干つけ加えますと、今まで行っていた景観まちづくり重要物件はこれからも続けるということで、この法律のもとにある景観重要建造物と景観重要樹木は、今ある景観まちづくり重要物件の中から選ぶことになっているので、両方重なってかかることになるのです。重なってかかって、重複感があるのかということがあり、景観まちづくり重要物件はさまざまな支援ができるのですが、その支援は、法律のもとのものではないのです。逆に、国法で定められている固定資産税とか相続税は、条例をかけたからといってクリアできないのです。相手は国法なので。なので、景観法のもとにある仕組みを使

うことによって、適正評価と。3割減ができるということで、両方重なることで両側のメリットを受けることができる仕組みで、両方を重ねて運用できる仕組みにしようというのが、ここの仕組みです。

ですので、外から見ると、たくさんできてわかりにくくなりますけれども、あえて景観まちづくり重要物件をなくすことはやめて、そこは、そこが持っているさまざまな維持管理に対するサポートは残しておく趣旨になっています。ありがとうございます。

ほかの点で何かありますでしょうか。

小野委員、お願いします。

**【小野委員】**

はい。ありがとうございます。今回、この景観アドバイザーが新たに条例に入ることなのですけれども、景観アドバイザーは景観まちづくり審議会の中のメンバーの方が兼任をされるのか、それとも全く別のところで動いていらっしゃる方なのかを教えてくださいませんか。

**【印出井景観・都市計画課長】**

はい。事務局でございます。

先ほどご説明申し上げましたように、現行のアドバイザーの仕組みを継承しながら、条例で位置付けるということございまして、現状としましては、さまざまな景観形成に関わる建築、土木、都市計画、ランドスケープ、そういった学識有識者、コンサルタントの人たちをアドバイザーとして委嘱しております。その中で、景観審の委員を兼ねていらっしゃる先生もいるところございまして、それを今後も引き続く形になると認識しております。

**【小野委員】**

ということは、公式に条例に文言として明確化するという捉え方ですね。

**【印出井景観・都市計画課長】**

今回の趣旨は、今までは内規で位置付けたものを、しっかり条例で位置付けるということでございます。

**【小野委員】**

ありがとうございます。

**【西村会長】**

はい。ありがとうございます。

ほか。

鈴木委員、お願いいたします。

**【鈴木委員】**

すみません。3点、質問ですけれども、景観法委任の条例で設置可能なものとして、景観重要公共施設、それから景観整備機構、景観協議会がありますけれども、そちらについて条例の中に取り込むか、取り込まないか。あるいは、この景観重要公共施設については第2章の景観計画の中に位置付けるのか。そのあたり、どのような形で条文の中に組み込

むかについてお聞きしたいと思います。

**【印出井景観・都市計画課長】**

はい。事務局でございます。

景観計画の中で、協議の話ですとか、そういったことは盛り込んでございますので、基本的に条例の中に、例えば景観協定とか手続を規則に委任することを決めておく必要があるものについて、条例の中で入れていくところでございます。それ以外については、法に基づく各種制度を運用するに当たって、景観計画の中に位置付けてあるものもあるのかと思っております。

**【鈴木委員】**

恐らく景観協議会と景観整備機構については、外出しで条例の中に入れて自治体が多いのではないかと思いますし、景観重要公共施設も別立てにする場合もあると思うのですが。

**【印出井景観・都市計画課長】**

事務局です。

景観重要公共施設は計画の中に示されているところでございますけれども、条例の中には、例えば具体的な景観重要公共施設を指定する手続については位置付けていないところがございます。今、そういったご指摘と、ほかの自治体における動向をもう一度確認しながら、その位置付ける意味合いとかも含めて検討させていただきたいと思っております。

協議会についても、計画の中では位置付けているところなのですが、同様に条例の中でも、例えば協議会の制定に向けた手続を位置付けることは今の段階ではしていないので、それも同様に、ほかの自治体での運用動向も含めて、少し確認させていただきたいと思っております。

**【鈴木委員】**

組織をオーソライズするというのは、多分、計画とはまた別のレベルの話なので、条文の中に入れていったほうがいいのではないかと思います。

**【西村会長】**

ありがとうございます。法律の中で定められている幾つかの仕組みに関して、条例の中でどう扱うかという議論であります。このままでもできなくはないのですが、区の条例としてどういうスタンスで取り組むかに関わるので、また検討願いたいと思っております。ありがとうございます。

ほか、いかがでしょうか。よろしいですか。

これは私の個人的な感想ですが、今の条例では美観地区というのがあって、これは新しい条例の中ではなくなるのです。やむを得ないのですが、個人的には非常に寂しいなと思っております。というのは、日本で最初に美観地区をつくったところで、それがここまでずっと生きていたのです。日本の法律の中でも「美観地区」という言葉がなくなったので、法律や制度の中では全部景観の重点地区の一部になってしまうわけなのです。ですから、残しようがないので、なっているのですけれども、その分、景観まちづくり計画の中に「美観地区」という言葉を生かしてもらって、景観まちづくり計画の中の用語として、かつてあった美観地区を書いてもらっているというのがあるわけなのです。ですから、こ

ここにある美観地区、本編の29ページからの重点地区の一つなのですが、もう法律にはなくなった言葉だけれどもここで使ってもらっているというので、千代田区の歴史を何とかここでつないでもらえたという感じでおります。

ということで、やや、ほかの地区では、なかなかこういう用語で地区名を使っているところはないわけなので、非常に特色あることになるかと思います。そのようなところですか。何かありますか。

【印出井景観・都市計画課長】

その辺も踏まえて、冊子の景観計画（案）の中では、22ページの中で、条例には美観地区あるいは美観地域という言葉はなくなったのですが、計画の中に、都市計画としての経緯についてまとめていくことで、何とかご容赦いただければと。

【西村会長】

はい。いや、でも、これに書いてあるだけで、計画の重みが違いますよね。ありがとうございます。

よろしいでしょうか。

【石田委員】

先生、話を戻すようで申し訳ないのですが、よろしいでしょうか。

【西村会長】

はい。どうぞ。

【石田委員】

今、77ページのまちづくりの地図を見ながら考えておりましたのですが、前回、私から少し意見として発言させていただきました、外神田一丁目の神田川の護岸に対する美観という意味で、この77ページの景観重要河川の中で、神田川は高密度に市街化が進んだ東京を東西に横切る貴重なオープンスペースということです。この河川の整備で、今、外堀からずっと回って行って、このお茶の水にかかってアキバに入るところまでの美観は非常にきれいなのですが、一步、秋葉原地区、神田側に入ると、非常に猥雑な雰囲気しか残っていないようなところなのです。その中で外神田一丁目計画をこれから推進されることに続きまして、この地図によりますと、上の部分に、遊歩道、プロムナードをつくる予定で多分計画されると思うのです。ここに区民館が、来年いっぱい建設、完成予定ですが、そこからスタートとして、左側の昌平橋のたもと辺りに緑のスペースが欲しい、と。

これは、どうしてかといいますと、対岸が旧万世橋駅の護岸になっておりまして、煉瓦が非常に美しい、今はマーチエキュートという施設になっていまして、夜景、夜の照明なども非常に明るくて、とてもいい照明がついているところなのです。そこにプロムナードをつくるに当たって樹木を植えてほしいという思いは私はあるのですが、これは道路公園課の皆さんにここでお願いしたほうがよろしいのでしょうか。

【印出井景観・都市計画課長】

会長。

【西村会長】

どうぞ。

【印出井景観・都市計画課長】

今の石田委員のご指摘ですけれども、一つは、やはり景観形成の重要な支援、公共施設としての神田川は大事だと受け止めさせていただきながら、沿川の整備については、景観面の基本的な考え方を一つ大きな前提にしながら、これからのまちづくりの部分でも検討していく必要があるかと思えます。その神田川に沿った地域のまちづくりのあり方、都市計画のいわゆる基本的な方向性と、都市計画マスタープランとか緑の基本計画の中で、今後のまちづくりの考え方は整理していくと。それで、最後にご意見いただいた具体の件についてはお話を承りましたので、今後まちづくりの検討の所管に伝えながら、また少し個別にご回答させていただければと思いますので。

【西村会長】

よろしくをお願いします。ここの図面は、先ほど話題になった景観重要公共施設の場所、これ自体は都の計画からこちらに移ってきたので、動かすことはできないわけでありまして。そして、管理者の同意を得て定められることになっていますので、この川のところだけで、公共施設です。はい。よろしいでしょうか。

ほか、何かありますでしょうか。

※全委員なし

【西村会長】

それでは、この議論に関しては、この後、議会で議論していただくということで、よろしくお願ひしたいと思ひます。

4. その他

【西村会長】

それでは、あとはその他でしょうか。  
何かありますか。

【印出井景観・都市計画課長】

その他ということで、具体的なお報告案件はございませんけれども、次回の日程でございます。

それについては、今、候補日が未定でございますけれども、先ほど会長からもございましたとおり、本日、大方、景観審としてこの案をまとめていただいて、景観法の手続として都市計画審議会に意見を伺います。それが1月下旬、24日を予定しております。それに基づいて、最終的な調整を踏まえて、区が決定をしていくと。

それから、先ほど冒頭、和田から申し上げましたけれども、7月にこの計画を運用していくことを見据えて、具体的な、もう一段、景観計画をブレークダウンしたガイドラインを策定していく作業が入ってまいります。その作業の最終段のところ、来年度、令和2年度の5月下旬ぐらいに、そのガイドラインについてのご議論ですとか、あるいは屋外広告物のガイドラインの検討も始まりますのでその骨子ですとかということについてのご意見をいただく、そういうスケジュール感で、今考えてございます。5月下旬から6月の頭

ぐらいにかけまして、後日、日程調整をさせていただきたいと思いますので、よろしくお願いたします。

【西村会長】

はい。ありがとうございます。先ほども申し上げましたように、パブコメに対する区の考え方の文面や、もし、この後、景観まちづくり計画そのものの文言に若干訂正があるような場合は、調整事項があれば、会長に一任していただくということでよろしいでしょうか。

※全委員了承

【西村会長】

はい。ありがとうございます。それでは、必要に応じて皆様にお知らせさせていただきたいと。そういうことがあればですね。と思います。

それでは、ほかに、その他で。

もう、よろしいですね、終わってしまっ。

【印出井景観・都市計画課長】

はい。

【西村会長】

はい。

何か。どうぞ。

【鈴木委員】

日本橋から常盤橋にかけて、かなり大規模に複数の開発計画が進んでいっている状況の中で、やはり中央区と千代田区と連携して、しっかりと計画的に景観まちづくりを進めたほうがいいのではないかという趣旨の発言を前回したのですけれども、その後、何か進展状況があるかどうか、一応、形だけでも聞いておこうかと。

【西村会長】

いかがでしょうか。

【印出井景観・都市計画課長】

はい。今日は担当課長も来ているのですけれど、私のほうで概略申し上げますと、一つは、常盤橋が史跡であるという観点、橋とか、その周辺の門の跡も含めて。これまでの経緯で、そういった史跡をどう守り、活用していくかとの議論が積み上げられてきて、文化財保護法に基づく保存活用計画の策定の検討が進められていく。ただ、そういう文化財の保存活用の視点だけではなくて、今後、まちづくりとか景観とか、そういった面での検討も必要だという中で、それを少し広げていくとか、あるいはそういったものを保管していくとかという形での検討が進められるのだらうと思っています。

その枠組みというのは、いわゆる千代田区の枠組みだけではないので、ご指摘のように中央区との連携も踏まえて進めていきたいと思っています。それが、いわゆる史跡とその周辺を含めた今後の検討の枠組みです。

それから、一方で、我々としても、個別の建築計画ですとか公園ですとか、いわゆる景観計画の中での必要な議論があるかと思っています。今回の新たな景観計画や条例の中では周辺区との連携も明確に打ち出しているので、史跡保存活用の関係の議論と景観計画の運用の進め方としっかり整合をとりながら、ご指摘のような、中央区との連携・調整についても進めていきたいと思います。また、その後、具体的に前回から中央区と何をどうしたというのはないのですけれども、そういう枠組みについての議論は進められてきているということの、ご報告にとどまりますけれども、今はそういった状況でございます。

**【鈴木委員】**

外堀のように、なるべく早め早めに議論しないと、個別の計画が相当程度もう固まってきた状況で、後追いになってしまうと非常にうまくいかないこともあるかと思っておりますので、ぜひ、進めていただければと思います。

**【西村会長】**

はい。皆さんが心配しているところでもあります。  
ほか、何かありますでしょうか。よろしいですか。

※全委員なし

5. 閉会

**【西村会長】**

はい。  
それでは、これで本日の会議を終了したいと思います。どうもありがとうございました。